

辻川時代の柳田国男

——基礎的経験としての貧困——

藤井隆至

- はじめに —— 課題と方法
- 一 父の課題 —— 家の存続
 - 二 兄の課題 —— 家の再興
 - 三 国男の位置 —— 境界人としての環境
 - 小 括 —— 基礎的経験としての貧困

はじめに —— 課題と方法

柳田国男の幼少年期をも視野に収めた伝記的研究の中では、橋川文三の評伝『柳田国男 その人間と思想』がもっとも注目するに値する作品となっている。同書を検討する作業を通して、何を問題として追究すべきなのか、どのような観点からその問題に接近していけばよいか、そういった問題の所在や接近方法といったものを前もって提示しておくことにしたい。

久野収・鶴見俊輔編の『世界の知識人』の一部として発表されたこ

の評伝は、柳田の幼少年期について次のような評価を与えたことでよく知られている。

その「柳田国男のこと」郷土感情は、もっとも濃厚に辻川を中心に形成されている。それは柳田の生地というばかりでなく、のちからかえりみると、日本民俗学の萌芽的発想を培養した土地という意味さえもつことになった。幼少年期における柳田の郷土的諸体験は、ほとんど奇跡的な印象を与えるほど、その後八〇数年にわたる柳田の思想の形成に、永続的な影響を付与している。⁽¹⁾

もともとが知識人論としての企画であるから、右の指摘のうちに、日本の平均的な知識人の主体形成の在り方に対する氏の批判を読みとることはさほど困難ではないけれども、本稿では柳田国男の思想形成に主題を限定しなければならない。いかなる人間であれ、幼少年期の生活経験がその後の思想形成に大きな意味を持つのはいうまでもないにしても、氏が強調するのは、柳田国男にあって、故郷辻川における幼少年期の体験が生涯にわたって持続し学問の中核になっているとい

う点であり、そこに「体験主義」的な思考の貫徹を窺見したことである。「柳田の学問は、決してなんらかの抽象原理からの演繹ではなく、すべてが感覚と結びついた体験的事実の集成から帰納されている」とも言い換えている。その例証として、物語風の自伝である『故郷七十年』から、家の小ささに起因する兄夫婦の離婚によって民俗学への志向が喚び起こされたこと、飢饉を体験したことで農政への関心が芽生えたこと、などの六箇所（茨城県布川での体験も含めれば八箇所）を列挙している。

幼少年期についての橋川の指摘が広い支持を集めたことは、その後宮崎修二郎が橋川の考えかたを踏襲して力作『柳田国男 その原郷』を発表したことによっても知ることができる。宮崎は地元神戸新聞社の記者として自伝発表の新聞連載に携わった人であり、同書は、「幼少年体験が柳田の学問の原郷となっている」という観点から、⁽²⁾新聞記者持ち前の行動力で辻川の地を幾度となく訪れ、柳田の全著作に記述されている故郷の地名や地理と現地とを照合させ、彼の幼少年体験をめぐる数多くの出来事に思いを馳せることによって得た感慨を、随筆風にまとめた作品である。感慨の方はともかくとして、その照合作業を経たのちでも、柳田に記憶の誤りはほとんどないらしい。一読者たる筆者としては、彼の記憶の正確さ・詳細さにただただ驚かされるばかりである。

とはいえ、橋川・宮崎両氏の故郷＝原郷説は、次の二つの点で大きな欠点を免れてはいない。一つは論理構成における流出論的傾向であ

り、もう一つは実証における要素羅列主義的傾向である。

故郷＝原郷説を導き出すにあたり、両氏はそのほとんどを自伝『故郷七十年』に依拠している。特に橋川の場合は『故郷七十年』だけといても過言ではない。しかし柳田八四歳のときに発表されたこの自伝は、故郷を離れて七〇年のうちに、故郷で過ごした一三年間が自分の学問形成にとって持つことになった決定的な重要性を、故郷の地元新聞である『神戸新聞』紙上に連載した物語風の自伝であった。この自伝が故郷ですごした幼少年期に特別な意義を与えているのは、自伝の書名にもあるとおり、もともとが柳田の意図に発していることなのである。

柳田の意図を汲み、彼が故郷での一三年間を特別に重要視していた点を読み取ったのは橋川の炯眼というべきであろうが、その結果として、流出論的な議論の展開の仕方を惹起させることになったことは否定できないと思われる。幼少年期の諸体験なるものから柳田国男の学問がおのずと流れ出してきたがごとき印象を、読者は受けるのである。柳田が自伝を発表することにした問題意識を問題意識として明確に対象化することなく、伝記資料として安易に利用してしまったために、その意図にのせられてしまったと言わざるを得ない。自伝は最晩年における総括の書であって、思想形成過程の客観的分析をおこなうべき伝記的研究にとっては、自伝はあくまでも資料の一つにすぎないはずである。

このような問題点は、自伝の中から自説に該当する箇所のみを抽出

し、のちの学問と関連づけた解説を加えるという橋川の実証の仕方、端的にあらわれている。家が小さく、親夫婦と長男夫婦が同居できる大きさではないのに、無理に同居させたことから嫁と姑との対立が生じ、長男夫婦の離婚を招いたこと、民俗への関心はそこから芽生えたことと柳田が記せば、氏は自伝からその部分を引用し、「家（および家屋）の構造への関心は民俗学への志向」という注釈を加える、といった構成法をとるのである。しかし言うまでもなく、家屋の大きさに由来する人間的な悲劇はどこにでもあるが、そのすべてが民俗学への道を歩むわけではない。

したがって第二に、このような論理構成法をとれば、「体験主義」なるものの実証は柳田の回想のすべてから羅列していかなければならなくなってくる。じじつ柳田の全著作を読破した宮崎のものは、本一冊分の量に達してしまっているのである。実はこの要素羅列主義は、橋川のいう「体験主義」と表裏の関係にあると見ることができ。体験というような、原体験というほどではないにしても、それを連想させる非日常的な契機に着目するために、非日常的な出来事の一つ一つをすべて指摘していかなければならなくなってしまうのである。柳田のように記憶が鮮明・正確で詳細にわたっていると、結局のところは一冊の本にまで行きついてしまふしかない。ここまでくると「体験主義」そのものが稀薄化し無意味になってしまう。

橋川が注目した点は、柳田国男の学問体系における個々の学説が故郷での生活体験と不可分の関係にあるという点であった。この指摘自

体は正当であると筆者も考えているけれども、橋川自身が「体験主義」的な接近方法をとったために、そこから描き出される柳田国男像は彼の個々の学説と個人的な「体験」とを直結させてしまふという結果を伴うことになり、柳田国男の学問がもつ学問としての客観性が著しく減殺されているほか、「体験」の数だけ思想が拡散され稀薄化されてしまっている。幼少年期の柳田は、もっと統一的に把握されるべきではないであらうか。

柳田国男の生涯の学問的課題は、彼自身の語るところによれば「農民はなぜ貧しいのか、どうすればそこから脱却できるのか」という問題意識であったという。個々の学説はこの問題意識から派生する中間報告としての性格を有しているのであるから、学問上の個々の成果に目を奪われるよりも、むしろこのような問題意識がなぜ彼のものとなり、生涯をかけて同じ問いを発し続けなければならなかったのか、という観点から幼少年期を捉えなおすという形に、問題を設定しなおすべきではないであらうか。

そのためには、非日常的な出来事の一つ一つに目を向けていこうとする体験主義的な発想からひとまず離れ、彼と彼の家族が日常的に直面し苦闘しなければならなかった日々の生活上の課題というものに着目してみる必要がある。本稿がやがて明らかにするように、その後の柳田の思想形成により持続的な影響を与え彼の学問の中核を構成させることになったものは、非日常的な体験というよりはむしろ日々の日常的な経験の積み重ねであった。とすれば、松岡家が直面していた日

々の生活上の課題とは何であったのであろうか。その課題の解決にむけて奮闘していたのはさしあたり父や兄であったが、国男少年はこの問題をどのような立場から観察することになっていたのであろうか。家の中で、村の中で、彼は何か特異な立場に位置していたのではないであらうか。

本稿は橋川批判を意図しているけれども、幼少年期がもった持続的な影響力を重視する点では、橋川の見解を基本線では引き継いでいる。批判を通しての継承、その限りで本稿は、氏の描く柳田国男像の再評価を目指す試みでもある。

註

- (1) 橋川文三「柳田国男 その人間と思想」の初出は一九六四(昭和三九)年、のち『柳田国男 その人間と思想』と題して講談社より一九七七(昭和五二)年に刊行。引用箇所は講談社版、二〇ページ。
 (2) 宮崎修二郎『柳田国男 その原郷』(朝日新聞社、一九七八年)中の「旅だちのことば」より引用。

一 父の課題——家の存続

のちの柳田国男すなわち松岡国男は、松岡操を父・たけを母として、一八七五(明治八)年に生まれた。生地は兵庫県神東郡西田原村辻川、現在の神崎郡福崎町である。江戸時代は姫路藩に属し、辻川村と呼ばれていた。『故郷七十年』にいう故郷とはこの辻川のことを指すが、一三年間を村内の同一箇所に住んでいたわけではない。生家跡を示す

碑のある場所で、生家として保存されている家屋に居住したのはわずか七歳のときまでにすぎない。一〇歳のときから一年間は隣町の北条町(現・加西市)にいたし、その時期以外の住所は辻川にあったけれども、一年ほどは大庄屋の三木家に預けられていたほか、辻川の集落内の別のところに住んでいたようである。男ばかり八人の兄弟の第六子であったが、兄のうち三人は早世、一人は養嗣子として少年期に他家へ出たために、順番からいえば次男的な順位にあった。第一子である長兄の名前は鼎、国男より一五歳年長である。

彼の幼少年時代には、父はどのような職業に就いていたのであろうか。既存の資料はこの点について実はあまり明確でない。あれほど記憶が詳細・正確な自伝『故郷七十年』ですら、父の職業については「実父、松岡操のこと」の項で簡単にしか言及していない。『定本柳田国男集』「年譜」をも参照しつつ、簡条書きにして整理すると次のようになる。

一八七〇(明治三)年、廃藩置県のため、勤務先の熊川舎ゆうせんしゃを辞職。
 同 年、林田県の敬業館教習に補せられる。

一八七二(明治五)年、敬業館を辞す。家族とともに辻川に帰る。
 一八七三(明治六)年、龍野更化中学校一等助教。

一八七七(明治一〇)年、荒田神社祠官。
 一八八二(明治一五)年、鳥取県赤碕の漢学塾で指導。

柳田の回想に従うと、父の職歴はあたかも連続していたかのように見える。生活は貧しかったというから、薄給だったのだらうという推

察を加える程度のことしかできない。

しかし例えば龍野中学校は、『兵庫百年史』によれば、一八七三（明治六）年に設立されたものの翌七四年には廃校になってしまっている。父も同時に失職したはずであるから、七七年に荒田神社の祠官となるまでの間に空白期間ができてしまう。また父が赤碕に赴任していたのは、自伝中の「父の伯州ゆき」の項によれば、一年余りにすぎなかったという。それからあとは何をしていたのだろうか。この頃長男は東京で修学中であったし、家には妻と国男たち三人の子供がいたから、悠々自適であったはずはない。宮崎は前述の著書の中でこの父のことを、「世才の乏しさというよりも、悠々と読書にのみ明けくれて、子の成長に余後を託するていの、家長の義務を放棄したかに見える父」と酷評しているが（二二二ページ）、はたして妥当であろうか。

熊川舎指南

松岡賢次

其方儀出精相勤候ニ付勤役中御扶持方式人扶持被下置候

「松岡賢次」とある賢次とは、操と改名する前の名前。熊川舎は、江戸時代にあつて、町民の子弟の教育を目的として姫路藩の城下に町

民出資で設立された学校（郷学）である。設立されたのは一九世紀初めの文化年間で、父がここの指南となったのは一八六三（文久三）年のときからであるという。開国・討幕をめぐる政局が慌しく転変していた時期で、姫路藩主酒井忠績が老中に就任したのもこの年であった（翌々年には大老）。酒井家は譜代の名門で、幕末には老中や大老を出すほどであったから、藩内では佐幕色が濃厚であったけれども、尊王攘夷運動も台頭してきていて、一八六四（元治二）年には甲子の獄とよばれる弾圧事件が発生している。松岡操はむしろ尊王派であった⁽²⁾というが、表だった活動はしていない。政局の混乱に巻き込まれることなく、明治初年に廃校となるまで、一〇年弱をここで勤務していた。彼の生涯では、経済的にも社会的にも一番安定していた時期であったと柳田は述べている。

ところで右の資料であるが、文章表現から推して、辞令の発令者は姫路藩であろう。報酬は「二人扶持」、『故郷七十年』によれば八俵あるいは八石であったという（「父の熊川舎塾監時代」）。一俵を四斗に換算できるとすれば八俵で三石二斗、したがって父の収入は三石二斗もしくは八石だったことになる。一人扶持は一石八斗に相当することが多いから（四三三）、この点を考慮に入れれば、松岡家の収入は「八俵」の方であったと考えられる。

二人扶持からただちに連想されるのは、福沢諭吉の少年期である。窮迫した下級武士の家庭として知られる福沢家の俸禄は、一三石二人扶持であった。右の基準にしたがって計算しなおすと一六石六斗にな

る。両者を比較するには、藩による俸禄制度の違いや大阪と姫路間の物価水準の違い、武士と儒学者間の生活水準の違い等々の要素を組み込まなければならぬけれども、単純に比較すれば、松岡家の収入は福沢家の五分の一でしかないことになる。他方柳田の回想にしたがえば、父の家計はこの熊川舎時代が生涯で一番よかったという。熊川舎で漢学指南に就くまでは辻川で貧乏医師をしており、医師では家計を支えることができなくなったために、故郷を離れて漢学指南という畑違いの方向へ転職していったのであった。その地位を失ったあとの状態については、おいおい一緒に検討していくとおりである。要するに福沢家よりは格段に低い収入ですら、松岡操にとつては人生最良だったのである。その貧しさのほどは、おおよそ察しがつくことであろう。熊川舎を辞したのち、松岡操は林田県の敬業館に勤めることになった。次の資料は年次が記載されていないけれども、「文事課」とあるから廃藩置県後のものであろう。とすれば一八七一（明治四）年のものである（林田県の設置期間は七一年七月から一一月にかけての四カ月のみ、その後は兵庫県となる）。

敬業館助教ニ被相雇当分之間月給十兩□被□候之事

十一月

文事課

林田県はもと林田藩、播磨国揖東郡におかれた一万石の小藩である。敬業館はその藩校であったから、たとえ小藩とはいえ、郷学の熊川

舎よりは格が高い。熊川舎廃校後、父はここに勤めることになったのであった。当時の林田県の県域は、今では姫路市の市域に属している。しかし敬業館との縁は短かった。一八七二（明治五）年一月付けの辞令に「御雇相成候処都合ニ寄向後及断候也」とある。明治維新の余波で、ここも廃校になったのであろうか。敬業館への奉職の時期は、前記柳田の回想によれば一八七〇（明治三）年、したがってわずか一年あまりの期間にすぎなかった。このあと松岡操は姫路を去り、生まれ故郷の辻川に戻ってくる。

故郷に帰ったからといっても、直ちに次の仕事が待ち受けていたわけではない。漢方医の仕事を再開したのであろうが、繁盛したとは思えない。事実上の失職者として、読書三昧の生活を余儀なくされたとも考えられるけれども、「維新の大変革の時には、じつに予期せざる家の変動でもあり父の悩みも激しかったらしく、一時はひどい神経衰弱に陥ったとも聞いている」（自伝「鈴の森神社」）という時の「一時」とは、あるいはこの頃のことを指すのかも知れない。かつて窮迫していたときに熊川舎に拾われ、姫路藩から報酬を受ける身となりながら藩中央とは政治的意見を異にし、尊王派を支持するようになった父にとつて、儒学者としての忠誠観にみずから背いただけではなく、自分の政治的意見が実現されることによつて職を失うことになったのであるから、歴史の不条理に対して深い煩悶を抱き、精神的に追いつめられることになったとしても不思議ではない。ときに松岡操四一歳、彼の六五年の人生のなかでは、もっとも困難な時期であったことであ

ろう。

九カ月の空白期間をおいたのちの一八七二（明治五）年一〇月、彼は飾磨県（現・兵庫県）から次のような辞令を与えられた。

松岡操

学区取調申付候事

但神東神西両郡担当

壬申十月

飾磨県

一八七二（明治五）年八月に学制が公布され、明治の新しい学校制度が発足した。その学制を実施するために、その年の一〇月に父は県から「学区取調」の仕事を委嘱されたのである。このときの学区制は、全国を八大学区に・各大学区を三二中学区に・各中学区を二一〇小学区に分ち、大学区には大学校を・中学区には中学校を・小学区には小学校をそれぞれ一校ずつ設置することを目標としていた。しかも学校設置のための基本区画であったというだけではなく、教育行政の単位であるともされていた。したがって学区をどのように設定するかは、学校制度を成功させるための第一歩であったのである。父の仕事は、神東・神西両郡（のちに合併して神崎郡となる）について、その学区をどのように設定すればよいのかというものであった。

学制実施の成否の鍵を握る重要な仕事ではあるが、しかし仕事量そのものはそれほど多くはなかったはずである。政府としては、一般行

政区画とは別個に教育行政区画を設ける方針であったけれども、実状は当時の一般行政区画である大区・小区の制度を基礎にしたり、郡や町村を基礎にしたりする例が多かった（『学制百年史』第一編第一章、一九七二年）。「学区取調」なるものの仕事はほどなくして終了したはずで、県とは一時的な雇用関係にすぎなかったものと思われる。

とはいえこの仕事は、彼が県当局と繋がりを持ったことを意味していた。彼という人間の存在と学識は飾磨県の知るところとなり、旧幕時代の教育者であった松岡操は、新政府のもとでも教育者としての道を歩むことになったのである。右の辞令から一年後、彼は「更化学校」の教員になることになった。

松岡操

更化学校一等助教申付候事

明治六年十月廿九日

飾磨県

この更化学校とは柳田の自伝にいう飾磨県立龍野更化中学校のことを指すのであろう。この年の一二月に設立されたものの、翌年に廃校になってしまったことは前に紹介した。この廃校措置と関係があると思われる辞令が残っていて、それには「免教員候事」とだけ記してある。一八七四（明治七）年八月三十一日の日付であるから、一年たらずの雇用期間にとどまった。だがこのときはそれほど落胆しなかったはずである。別の就職口がすぐにあったからである。

松岡操

第九大区第三小区明德小学校二等教員申付候事

但月給金五円

明治七年十月十五日

飾磨県

明德小学二等教員 松岡操 印

(中略)

飾磨県参事岡崎真鶴殿

明德小学校は一八七三(明治六)年に設置され、一八七六(明治九)年一月に昌文小学校と改称されている(『神崎郡誌』二一四ページ、一九四二年)。宮崎が前掲書の中で松岡操が昌文小学校で教鞭をとっていたことがあると指摘しているのは(三四ページ)、この明德小学校のことを指すのであろうか。とすれば東田原村(のち西田原村に移転)にあり、彼の家からも近い。龍野にある更化中学校の場合では父のみの単身赴任であったことが考えられるけれども、明德小学校は徒歩通勤圏内に立地しているから、この人事は大歓迎であったに違いない。

だが父はこの恵まれた職場をすぐに離れなければならない。今度は彼の側に原因があったようである。

小学教員辞職願

私儀去十月以来明德学校教員被申付候所兎角疝痛持病平癒仕兼候

ニ付不得已辞職支度此段奉懇願候以上

明治九年一月十九日

第九大区第一小区田尻村⁽³⁾

「疝痛」を理由とする辞職願いを出している。腹部に発作性周期性の痛みを強く感じる持病に長く苦しめられていたらしい。右の辞職願いが本人の自発的意思によるものか、あるいは辞職願いを出さざるを得ないような状況に追いつめられたことの結果なのか、今となっては知るよしもないが、その翌日の日付で職を免じる旨の辞令を県から受けとっている。この学校でも在職期間は一年数か月でしかない。この明德小学校時代に国男が生まれている。

それから二年ほどして、彼はこれまでとは畑違いの方面で仕事をすることになった。神社職員としての仕事を県から任命されたのである。柳田の自伝にも記されている敬神家ぶりが、県当局の評価するところとなったのであろう。

松岡操

播磨国多可郡的場村荒田神社祠官申付候事

明治十年十一月廿四日

兵庫県

荒田神社はこの頃はまだ郷社であったが(一九一四年に県社)、延喜式に名を連ねる式内社であり、播磨国では播磨二宮という高い地位

にある神社であった(『兵庫県神社誌』中巻、五四七ページ、一九三八年)。国家神道下の社格からいえば、神社には官社と諸社があり、諸社には府県社と郷社が含まれていた。政府の神祇官が所管したのは官社だけで、諸社は地方官が所管している。右資料の発令者が兵庫県になってきているのはそのためである。とはいえ諸社の神官には県からの給与支給はなく、住民の信仰に任せて適宜給与させることになっていた。郷社には祠官と祠掌の二種の神官が配されたが(のちの社司・社掌に相当)、松岡操が任命されたのは祠官の方である。祠掌を指揮して神明に奉仕し、祭祀を掌し、庶務を管理するというのがその仕事であった(『内務省史』第二篇第一章第二章、一九七一年)。

畑違いであるにもかかわらず、郷社の祠官を拜命することにした理由は、やはり経済的な必要性からであった。「かつて維新前後に暮らした姫路時代のように一家の生活がそう豊かではなくなっていたので、思い切ってそのような方面違いの仕事をも辞さなかったものと思われる」と自伝にある(「実父、松岡操のこと」。荒田神社のある多可郡的場村(現・加美町)は辻川からの徒歩通勤圏にはない。有用のときだけ赴いたとも考えられるが、やはりこれも単身赴任だったのではないかと推測される。というのも、その二カ月後の一八七八(明治一一年一月に当地の必中小学校で「助教」として雇い入れるという内容の辞令が残されているからである。「月給四円」という但し書きが付いている。同年一〇月には「教導職試験」の資格を神道事務局から与えられた。神道事務局は大教院の解散を予測した一部の指導的

家が一八七五(明治八)年に結成した教派神道の団体、教導職試験は一四級ある教導職のうちの七級以下を指している。教導職は、神社を説教場にして法話を講じ、天皇を中心にした国民統合をはかるという教化政策(大教宣布運動)のための職であるから、当時は下火になっていたけれども、この仕事にも従事したのかもしれない。教導職としての俸給はなかったという。

神社の祠官と小学校の助教を兼任して、経済的には安定したはずであるが、これも一年数カ月で辞めてしまった。一八七九(明治一二)年一月二八日付けの兵庫県の辞令がそのことを伝えていて、本人からの願出により、祠官を免じると記されている。必中小学校についてもこれと前後して退職したに違いない。

なぜ退職してしまったのか、理由は推測するしかないが、ちょうどこの頃、すなわち一八七八(明治一一)年七月に長男の鼎が師範学校を卒えて辻川に帰郷し、前記の昌文小学校に着任した事実と関係があるかも知れない。その年の一月には鼎に家督を相続させているから、引退して楽隠居になったのだという解釈である。とはいえ鼎の方にしてみれば、妻のほかに両親と国男・静雄の二人の弟を養っていかねばならず(輝夫はまだ生まれていない)、家計は引きつづき苦しかったものと思われる。まもなく鼎は小学校に見切りをつけ、医業の方へ転進するべく一八八一(明治一四)年の一月に東京へと旅立っていった。残った父は再び家計を支えなければならなくなる。

『故郷七十年』にいう「父の伯州ゆき」は、この経済的必要性から

具体化した。鳥取県東伯郡赤碕町は古くからの宿場町であるが、その漢学塾からの招きに応じ、一八八二（明治一五）年に現地へ単身赴任していったのである。妻子は同行せず、辻川に残った。⁽⁴⁾しかし父は精神的にまいってしまい、一年余りで辻川に帰らなければならなかった。

しばらくの空白期間をおいたのちの一八八四（明治一七）年冬、松岡操は妻の実家である北条（現・加西市）に家族を連れて転居する（ただし妻の実家である尾芝家はすでに消滅していた）。この北条小学校に「補助員」として勤めるためであったが、⁽³⁾家族が同行したのは、単身赴任に耐えられなくなった父の健康をおもんばかっていた措置であろう。辻川を東西に横切る丹波街道に沿った隣町で、集落の規模は辻川よりも大きい。饑饉を体験したのがこの地であったことは、⁽⁶⁾自伝に記されているとおりである（「饑饉の体験」）。

ところで教員組織内部での地位であるが、一連の辞令に記載されているとおり、小学校での父の地位はそれほど高いわけではない。北条小学校では「補助員」、更化中学校では「一等助教」、明德小学校では「二等教員」、必中小学校では「仮助教」のち「助教」であった。いずれも「二」とか「助」とかが付いている。なぜか。いうまでもなく、教員免許を持たないままに教壇に立っているからである。学制にせよ教育令にせよ、小学校の教員となるには、師範学校を卒業するか、検定を受けて教員免許を授与されるかのいずれかでなければならぬことになっていた。つまり彼は、無資格の教員だったのである。

それでも父がいくつかの学校で教職の地位を得ることができたのは、次の資料に記載されているように、父の担当教科が「修身」だったからである。修身科には儒学者としての学識は必要だが、西洋的な学識は必ずしも要求されない。そのおかげで教職の地位は与えられたけれども、反面、教員としての地位の高さに恵まれることはなかった。しかし修身科の場合のちに制度が改正され、学力検定を要することなく正規の教員（訓導）となる道が開かれたので、一八八五（明治一八）年一〇月には「教授免許状」を兵庫県から与えられている。その一二月には「六等訓導」に任じられ、北条小学校の正規の教員になることができた。すでに五三歳になっていた。訓導になったとはいっても、訓導は七等までしかないから（『神崎郡誌』二〇六ページ）、その地位はけっこう高くない。月給は七円に増えたけれども、この賃金でも家族を扶養するには充分でなかったらしく、国男少年を辻川の三木家に預けるという形で口減らしをおこなったのは、この頃のことである。⁽⁷⁾そして一年数カ月後の一八八六（明治一九）年四月に北条小学校を辞した。鼎の帝国大学卒業を目前にひかえ、医師として一人立ちする目途がついたからであろう。今度は本当に楽隠居することができた。こうして肉体面・精神面にわたる健康問題を抱えつつ、不安定な地位と低い身分・安い賃金、それに単身赴任という形をとった異郷での一人暮らしに耐えながら、明治維新後の激動期をつたなく生きてきた松岡操は、生活のために働くという苦手の仕事からやっと解放されることになった。彼の勤務期間がどこの職場でも一年前後しかなく、し

かも明徳小学校と北条小学校を除けば単身赴任であつたらしいことは、もともとから短期間の雇用契約だつたことが考えられるけれども、松岡操にしてみれば、そのような条件のあまりよくない仕事でも、他の職業——具体的には医業⁽⁸⁾——では十分な収入を得ることができない以上は、一家を支えていくためには必要欠くべからざるものであつた。たとえ遠隔地であれ、たとえ身分不安定であれ、たとえ低い地位であれ、たとえ低賃金であれ、彼としてはその仕事を引きうけざるを得ない環境にあつたのである。

在村知識人である松岡操にしてみれば、実母が幕末に開いていたような寺子屋的な私塾を開設したところ⁽⁹⁾で、すでに義務教育制度が発足していたから生徒を集めることは困難であらうし、漢方医の方は自伝にあるとおり過当競争のために十分な収入を得ることができない状態にあつた。知識人としての自分の専門的な能力を生かす道は、新しい教育機関に雇われる以外他になかつたのである。教育者としての道しか選択しなかつたために、失職期間の方が長くなつてしまつたし、賃金も満足できるほどの額にはならなかつたけれども、しかし維新後の旧下級武士層の多くがそうであつたような、都市部に流入して雑業に従事するというような事態に陥ることはなかつた。失職中は医学や漢学の先生としてわずかでも収入を得ることができたのと、謹厳な学者の家庭にふさわしい質素な生活水準にあつたからであらう。青年時代の操は性格が「狷介」⁽¹⁰⁾でそのために人間関係に摩擦が絶えなかつたやうであるけれども、めまぐるしく劇変する維新の変革期にあつて、世

渡りに不器用な父は父なりに、家族を扶養していくべく出来うるかぎり精一杯の努力を試みていたのであつた。

家族を扶養するための努力は、観点をかえて表現すれば、松岡家の消滅を阻止するための努力でもあつた。すでに妻の実家である尾芝家は、柳田の自伝にもあるように、「かなり悲しい状態で消滅に歸していた〔母の里〕」。母の男兄弟二人がともに早世してしまつたのである。財産と血脈が家の物的な構成要素であるとすれば、松岡家の財産はすでに全くなく、子供の成長だけを頼りにするしかなかつたが、経済的には困難をきわめていた。松岡家の消滅を阻止し、家を存続させていくこと、これが父松岡操の生涯の課題となつていたのであつた。

註

(1) 姫路藩の学校には、藩立の好古堂のほか、仁寿山齋・熊川舎・申義堂その他があつた。好古堂は武士の子弟のための教育機関で、朱子学を奉じ異学を禁じていたけれども、やがて国学をも講じることにし、嘉永年間には国学者にして歌人でもある姫路藩士の秋元安民を教授にしている。秋元は大國隆正の門下生で、これがきっかけとなつて平田—大國の流れを汲む皇道中心主義的な国学がこの地方に定着することになつた。

(2) 若き日の松岡操ははじめ仁寿山齋のちに藩校の好古堂に学んだ。ともに武士の子弟のための教育機関ではあるが、好古堂の教授角田義方の知遇を得、彼の才能を惜しんだ角田の特別の計らいで入校を許可されたのである。したがって彼の儒学は朱子学のそれであつたと思われる。国学に接したのは熊川舎に勤務するようになってからのことで、好古堂にいた秋元安民の知遇を得たことがきっかけとなつた。尊王派になつたのは、尊王思想家にして志士でもあつた秋元からの刺激によるのであらう。彼

の「秋元安民伝」(『定本』月報26所収)によれば、秋元の先生である大國隆正とも交遊をもっていたようである。ただし「秋元安民伝」では彼の政治思想に触れておらず、歌人としてのみ評価している。

(3) 当時の松岡家の住所があった「田尻村」は辻川の南隣にある集落で、一八七六(明治九)年に合併してともに田原村となっている。本稿では自伝中の記述をふまえて「生家として保存されている家屋に居住したのはわずか七歳のときまでにすぎない」と記述したが、この辞職願が出された時点——国男二歳——では辻川の生家に住んでいなかったことになる。註(10)で言及する中川恭次郎の松岡小鶴顕彰文には、小鶴の墓所も田尻にあったことが記されている。

(4) 松岡家文書には松岡国男の卒業証書類も含まれているが、これによれば、国男少年が昌文小学校の小学中等科を卒業したのは一八八四(明治一七)年の一月のことで、一八八三(明治一六)年の卒業とする「年譜」の記載と合致しない。「年譜」によれば、国男少年が北条町の高等小学校(正しくは北条小学校、この小学高等科に入ったのである)に入学したのは一八八三年、一家が北条町に転居したのは一八八四年冬となっている。これでは国男少年が一年以上家族から離れ一人で北条にいたことになる。本稿では昌文小学校発行の証書に従い、一八八四年冬まで辻川に住んでいたという説をとる。したがって父が赤碕に赴任していたときの留守宅は辻川にあり、父の辻川帰郷後、父の北条赴任に伴い家族で北条に移転したと考えている。

(5) 一八八五(明治一八)年一月二日付けの発令書が松岡家文書の中にある。月給は六円であった。

(6) 『北条町志』(一九四四年)四〇六ページ以下の記述によれば、一八八三(明治六)年から一八八五(明治八)年にかけてこの地方を襲った饑饉によって、一五〇〇戸の窮民が発生したという。ただし餓死者がどのほどものではなかったらしい。

(7) 三木家が国男を預かった理由は不明であると柳田は回顧しているが(自伝「大庄屋の家に」、江戸時代においては、窮民の賑恤は大庄屋の仕事になっていた(『神崎郡誌』八四ページ)。松岡家が三木家に国男のことを依頼し、三木家がそれを承知したのはそのためであろう。理由がわからないと柳田が言っているのは、三木通深(公達)と松岡小鶴との

間にあつた交遊があつたにせよ(これについては石田善人「三木通深と松岡小鶴」『横田健一先生古稀記念文化史論叢』下、創元社、一九八七年、所収を参照されたい)、明治以降は庄屋制度が廃止になっており、三木家がこの義務から解放されていたにもかかわらず、松岡家に救いの手をさしのべたからであろう。だからこそ彼は、三木家に感謝の気持ちを抱き続けたのである。

(8) 自伝に「私の父は」仕事の必要からいつも五里、三里と外歩きをしている」とあるが(「大庄屋の家に」、その「仕事」というのは医師として患者の家へ往診していたことを指しているであろう)。

(9) 『兵庫県教育史 藩学・郷学・私塾・寺子屋篇』(一九四三年)に「神崎郡寺子屋教育の実際」として、松岡小鶴の「松岡塾」が紹介されている(二五四ページ)。そこでの記載によれば、設置期間は一八六〇(万延元)年から一八六六(慶応二)年までで、教科には読書・習字・算術があり、教科書には四書五経や往来物が用いられていた。小鶴の肉体的衰弱とともに、塾は衰退に向かったという。ただし柳田国男や井上通泰をこの塾の出身とするなど、真偽のほどが疑わしい記述もないわけではない。

(10) 国男少年の遠縁の親戚である中川恭次郎は、国男の祖母松岡小鶴を顕彰した文章の中で松岡操に言及し、好古堂時代の彼について「性狷介にして師友に容れられず、中道にして校を逐はる」と紹介している(中川「松岡小鶴伝」『女学雑誌』第二七二号、一八九一年七月)。性格が「狷介」であるために人間関係でなにかと摩擦を引き起こしていたかの如くである。そのため好古堂でも長く勉学を続けることはできなかったらしく、中川によれば、辻川に帰って医業をはじめたのは、学なかなばにして好古堂を逐われたためだという。

二 兄の課題——家の再興

他方、長男の鼎は維新後の激動期をどのように生きたのであろうか。父の生涯の課題が松岡家の消滅阻止にあったとすれば、貧困家庭の長

男である松岡鼎が果たすべき生涯の課題はただ一つ、松岡の家を少しでも裕福にさせていくことであった。すなわち、松岡家の再興である。七のようにしてその課題を果たそうとしていたのであろうか。

一八六〇（万延元）年に辻川で生れた鼎は、父の熊川舎勤務にともなうて姫路へ移り、父の失職とともに辻川に戻ってきた。まもなく学制が一八七二（明治五）年八月に公布され、父はその年の一〇月に学区取調べの職に就く。これを契機にして以後教育者としての道を歩むことになったことは前節で説明したとおりであるが、この父は息子に対しても教育者としての道を歩ませようとしていた。師範学校に進学させたのである。

その理由はいうまでもなく、学制の定めるところによれば、正規の教員（訓導）となるには師範学校を卒業していなければならなかったからである。しかもその師範学校が姫路に新設されることになった。江戸時代の古い教育制度のもとで成人した父ではあったが、発足したばかりの新しい教育制度に即座に適応しようとしている。

ここでは一応師範学校と書いたが、鼎が入学した師範学校の名称は必ずしも明らかではない。校名が頻繁に変更になっているからである。「年譜」には、国男出生時の一八七五（明治八）年に鼎は一五歳（正しくは一六歳）で姫路師範学校に在学中と記されている。政府が東京や大阪に官立の師範学校を設けたのは学制公布と同じ一八七二（明治五）年のことであるが、各府県でも教員の短期養成機関として師範伝習所を設置し、現職の教員や一般の志望者を受け入れていた。飾磨県

が姫路に師範伝習所を作ったのは一八七四（明治七）年八月、翌年これを小学校教員師範学校と改称した。兵庫県に統合されたのちの一八七七（明治一〇）年六月には経費節減のために神戸師範学校に合併されている（『兵庫県百年史』第一編第九章、一九六七年）。したがって厳密な言い方をすれば、「年譜」にいう「姫路師範学校」なる名称をもつ学校は存在しておらず、これは世間で普及していた通称であろうと考えられる。

このことはいつ入学したのかという問題と関係してくる。『故郷七十年』中の「一人前の話」では、成人になった一五歳のときにはまだ辻川にいる。数え年だとすれば一八七四（明治七）年に相当するはずだから、新設の姫路師範伝習所にこの年から入学したことは十分ありえよう。また国男少年が生れた一八七五年だとすれば、姫路小学校教員師範学校ということになる。神戸師範学校の卒業が一八七八（明治一一）年であるから、七四年説では在学期間が四年と少し長くなってしまふ。松岡鼎に関する文書の公開が待たれるところである。

そして師範学校卒業とともに、一八七八（明治一一）年七月に辻川の昌文小学校の訓導および校長となって帰ることができた。まだ一九歳の若さである。部下が三、四人いたといい、父とは対照的に、早く出世している。その点では父の目論見どおりであった。松岡家としては首を長くして待ち望んでいた日であり、鼎としては文字通り故郷に錦を飾る帰郷となった。その年の十一月には家督を相続し、松岡家の戸主になる。翌年には結婚して両親・弟たちと同居している。

しかし意外なことに、教員生活は長くは続いていない。一八八一（明治一四）年の十一月には医学を目指して東京へ旅立って行ったから、わずか三年間でしかないのである。

なぜ教員の道を捨てたのか。橋川以来の通説は、その理由として「兄の悲劇」を挙げることが多い。兄はこの三年間に二度結婚し、二度とも失敗した。⁽²⁾ 実母と妻との折合いが悪く、家が小さかったことも手伝って対立が尖鋭化し、結局妻は逃げていったという。鼎は失意から酒を飲むようになり、家が治まらなくなったので東京へ遊学させたとする説である。

この離婚原因説は自伝中での記述がもとになっているが、不自然な点がないわけではない。第一に、鼎はどうして両親と同居したのであるのか。辻川に保存されている当時の家は四畳半二間、三畳二間計一五畳の広さしかない。あとは土間や板床である。夫婦家族用の家屋であるが、この面積の家に両親二人、鼎夫婦二人、それに国男と静雄の二人の弟（のちには乳児の輝夫がこれに加わる）の二世帯六人が居住したのであるから、相対的にはたしかに小さい。彼が「日本一小さな家」と呼んだのもうなずける。しかしなぜ無理をしても、同居しなければならなかったのであろうか。

第二に、家が治まらなくなったからといって、鼎はなぜ教員の地位を捨てなければならないのだろうか。酒乱気味になったのかもしれないが、逆境にもめげずに営々として築いてきた新進エリートとしての地位を、即座に捨てなければならないほど激しいものだったのだろうか

か。離婚によって深く傷ついたにしても、この種の傷は時間に解決させるのが普通である。もう少し様子を見ろというような判断をなぜ下さなかったのであろうか。松岡家にとって、せっかく訓導にまで成長させたのに、それをすべて否定して新規蒔きなおしをするというのは、少し決断が迅速すぎるのではないであらうか。

第三に、なぜ東京を選んだのであろうか。自伝には「もともと松岡家は医者だったから」ということで、家と地所を売り、その金で東大別科に兄を遊学させることとなった」とある。⁽³⁾ 医師にするのなら、父は医師なのだから父が教えればよいのではなからうか。父が能力不足だというのであれば、姫路あたりに良い先生がいるはずだから、何もわざわざ東京まで出る必要はないのではないだろうか。貧しい松岡家にとっては、あまりにも経済的な負担が大きすぎるのではないであらうか。

鼎夫婦が父夫婦と同居したのは、儒教的な忠孝観によるとも考えられる。鼎は社会人になると同時に家督を相続し妻帯しているが、竹田且によれば、家督相続人が成人妻帯して家長たるにふさわしい格式を備えるようになったときに家督相続をおこない、父が楽隠居するのは江戸時代の武家社会の習慣であったという（『日本民俗事典』「隠居」の項）。他方明治民法はまだ施行されていないから、民法の規定に従ったはずはない。両親ともに儒教的教養——それは武家の教養でもあった——の持ち主であったことを念頭におけば、家督相続の面だけではなく、同居することにしたのも儒教的な親孝行の観念によると考え

るべきであろう。しかしたとえそうであったにせよ、無理な同居であったという点に変わりはない。

問題は再び家の大きさに立ちかえる。たとえ儒教的な価値観にもとづく同居であったにせよ、家屋敷が広ければ問題はそれほど深刻化しない。二世帯六人家族が居住するに十分な広さの家に、鼎はなぜ住もうとはしなかったのであろうか。柳田の自伝によれば、辻川の家は彼が生まれる前の年に他所から購入し、辻川の地に移築したものだという。ことさらに愛着をもたねばならぬほどの家とは思えない。

結局のところは経済問題に帰着する。考えられることは、鼎の収入では二つの世帯を十分に同居させられるだけの広さをもつ家が入手できなかったのではないかと一点である。訓導としての資格をもつ教員の地位は父にくらべれば恵まれているとはいふものの、二世帯六人家族を扶養していくには不十分だったのではないであらうか。

とすれば、困窮する松岡家を再建するべく試みた師範学校―教員の道は失敗であったことになる。地元の小学校の校長にまでなりながら、わずか三年で見切りをつけたのは、収入の少なさに対する不満が理由であったと考えるしかない。酒に親しむようになった原因には、離婚問題だけではなく、公的生活での「人生の失敗」に対する挫折感も含まれていたかもしれない。しかし鼎は戸主である。なんらかの仕事に就いて生計をたてていかなければならない。といっても農村部に住む知識人が選択できる職業はそう多くはない。教員に不満があるとすれば、ほかに選べる職業は医師か官吏ぐらいなものであろう。先祖の地

である辻川という土地にこだわるのであれば、医師の方が好ましい。

折から、すぐ下の弟である井上通泰が医学を修めるべく、東京へと出発して行った。井上家は医家であるから、養嗣子として入籍された通泰は医業を継がなければならない立場にある。操の第三子である泰蔵が井上家に養子として入ったのは一八七七（明治一〇）年のこと、通泰と名を改めた彼は翌年に姫路に出て漢学を修め、一八八〇（明治一三）年に一五歳で上京して大学予備門に通ったのち、一八八五（明治一八）年に東京大学医学部に入学、五年後の一八九〇（明治二三）年に帝国大学を卒業して東京御徒町に井上眼科医院を開業している。

もちろん、医師となるために上京しなければならないという必然性がそれほどあるわけではない。制度面についていえば、教育界と同じく、医学界にあっては激しい制度改革がおこなわれていて、一八七四（明治七）年に発布された医制によれば、開業医たらんとする者は医師開業試験に合格しておかなければならず、その試験に合格するためには西洋医学を修得していなければならなかった（医学校卒業者は試験免除）。漢方医はその者に限り開業を許されるにとどまったのである（『医制百年史』第一章、一九七六年）。新しい医制のもとで医師を志望する者は全員が新しい西洋医学の教育を受けていなければならなかったから、西洋医の養成は急務の課題となっていた。各地の病院の中には速成教育をおこなうところもあったし、大阪にも官立大阪専門学校が一八七九（明治一二）年に設立されていた。ここで勉強してもよかったはずであるが、井上家は裕福であったため、日本で最高

の医学教育機関となっていた大学の医学部——東京大学医学部が唯一であった——に学ばせることにしたのである。

松岡家の場合についてはどうであろうか。すでに医師である操が漢方医を開業していても支障はないが、鼎の方はいかに深く漢方の勉強をしたとしても、それだけでは医師としての資格を得ることはできない。医学校が地元であれば彼はそちらへ進学したかもしれないけれども、兵庫県に県立神戸医学校が設置されたのは一八八二（明治一五）年のこと、鼎が東京へ出発していったのはその前年の一八八一（明治一四）年であった。実弟はすでに東京で修学中であったから、その土地は彼にとっても身近かに感じられていたに違いない。ただし同じ医学部でも、弟の方は医学本科であったが兄は別課医学教場の方で学んでいる。⁽⁵⁾ 別課医学教場というのは、高齢で外国語や数学・ラテン語を修得する余裕がなかったり、事情があつて大学生活を長く続けることができない者のために開設された教育機関で、日本人の教師が日本語で医学教育をおこなうという医師の速成課程であった。しかも本科と同じく、卒業すれば無試験で開業免許が与えられた（『東京大学百年史』通史一、第二編第一章二、一九八四年）。鼎の遊学にもなつて父がふたたび働きに出るようになったことは、すでに指摘している。

鼎が速成課程の方を選んだのは、もちろん経済的な理由からである。戸主としていっときも速く収入を得なければならぬ身であったから、医師の資格の手に入りやすい方を選択するのは自然なことである。五年後の一八八六（明治一九）年二月にここを卒業し、翌年の

二月に茨城県布川村（現・利根町）で開業している。医師の家系であった布川の小川家にたまたま後継者が不在となり、紹介する人があつて彼がその場所を借りることにしたのであった。本人としては辻川での開業が第一希望で、布川は一時的なものにするつもりであつたらしいが、結局故郷に戻ることはできず、半年後に国男を、その二年後に両親と静雄・輝夫を辻川から呼びよせている（ただし父の世帯とは別居）。両親を呼びよせた時点で、辻川に戻る計画は断念していたのであろう。国男少年は一八九〇（明治二三）年に勉学のために上京、一八九三（明治二六）年になって鼎は利根川の対岸にある千葉県布佐町（現・我孫子市）に移り、ここを永住の地とした。両親も一緒に転居したので、ここが学生時代の国男の帰省先になる。

ともあれ鼎の開業によって、松岡家は一応の安定をみた。三人の弟たちの将来の問題がまだ残っているが、一三歳とすでに相応の年齢に達していた国男少年が丁稚や職工などの形で働きに出ることをしていないところを見ると、経済的な面での問題はこれで解決したと評価してよいであろう。鼎は二八歳になっていた。

換言すれば、鼎は二八歳にしてやっと戸主としての責任を果たすことができたのである。この問題のために彼の人生は一〇年近くをまわり道しなければならなかったし、その間の精神的な重圧がいかに大きかったかは想像するに難くない。彼が次三男だとかいっているのであれば、両親や兄弟を扶養していく義務はなかったから、たぶん教員生活に不満を持つことなく生涯を終えることができたであろう（その

代わり師範学校へ進学することもなく、他家の養子となるか、丁稚奉公に出されるかしていたかも知れない。しかし彼は長男であり、父は生活力に乏しかった。しかも時代は激動の時代であった。彼に大きくのしかかっていた松岡家の再興という課題は、生活の拠点を播州から上総に移すという犠牲を伴ったけれども——彼は生涯望郷の念を抱いていたというが、先祖の地を捨てた自責の念とも無関係ではなからう——、経済的困窮から松岡家を救いだすという最大の目標を達成できたのであるから、鼎の喜びにはひときわ大きいものがあつたに違いない。

自身が経済的な安定を得たのちは、国男を一高―帝大へ、静雄を海軍兵学校へ、輝夫を東京美術学校（のちの東京芸術大学）へというように、当時としては例をみないほどの高い高等教育を受けさせるなどして三人の弟たちを育て上げつつ、自らは郡医師会長・千葉県医師会長や町会議員・郡会議員・布佐町長ほかの要職を歴任して地元発展のために貢献した。⁽⁶⁾ 自分が家の犠牲になつたような気持ちになつていと柳田は書いているが（自伝「長兄の境涯」）、たしかに通泰・国男・静雄・輝夫という弟たちにくらべれば平凡に見え、本人が不本意な気持ちを抱いていたというのはそれなりに首肯できないわけでもないけれども、しかし普通の庶民の人生として評価するならば、貧窮の底から身を起こして家の再興という大悲願を果たし、次には弟たちに平均的水準以上の教育を与え（つまりできるだけ早く社会へ送りだして自分の経済的精神的な負担を軽くするというような道は選択しないで）、

家長としての責任を果たしたのちには地域社会のために貢献してきたのであるから、無一文で故郷を出、他郷へ入ってきた新参者の人生としては、異例のことだと評価しなければならぬであらう。

兄のこういった人生は学問を修得することによって開拓することができたのであり、その点では、福沢諭吉が『学問のすすめ』の中で説いた自助主義の人生哲学を地味といったような人生を歩いてきた人であった。そして国男自身もこういった兄の自助精神を脳裏に深く刻みこんでいきながら成長していったわけであるが、興味深いことは、この兄が弟たちにも高い学校教育を与えている点である。柳田は『明治大正史 世相篇』の中で家制度を論じ、長子への単独相続からすべての子供たちの幸福を願う相続方法へと変遷してきていることを指摘しているが（第九章）、国男自身もこういった新しい考え方に従って育てられてきたことを意味しているのである。

註

- (1) 「年譜」には「姫路師範より転校」とあるが、これでは鼎の自発的な転校であつたかのような誤解を与える。制度変更という外的事情のために神戸師範に移ることになつたのである。
- (2) 辻川での鼎の結婚回数は、柳田の回想では一度だけのようであるが、宮崎の前掲書での指摘によれば二度であつたという（一一六ページ）。しかし二度説を裏付ける資料の提示がないために、筆者としては賛否の判断を決しかねるけれども、個人のプライバシーに関する事柄であるという事情を汲み、とりあえずは宮崎説に従っておく。
- (3) 松岡家が売却したのは、正しくは家屋のみである。後掲の戸籍簿に記載されているとおり、もともと三木家からの借地に住んでいたからであ

る。柳田の記憶の誤りは、中井信彦の指摘による（『歴史学的方法の基準』塙書房、一九七三年、五八ページ）。

(4) 柳田国男研究会編著『柳田国男伝』（三一書房、一九八八年）第二章第二節（永池健二稿）による。

(5) 「年譜」にある「別科医学科」と本稿にいう「別課医学教場」とは同一物。

(6) 前掲『柳田国男伝』第二章第一節（山内克之稿）による。

(7) いずれも人名辞典に出ているほどの人であるから簡単にだけ紹介しておくと、井上通泰は歌人・国文学者・医師、宮内省御歌所寄人・宮中顧問官。松岡静雄は言語学者・民族学者・国文学者、海軍大佐。松岡映丘（輝夫）は日本画家、東京美術学校教授・帝国美術院会員。

三 国男の位置——境界人としての環境

マージナル・マン

国男が男ばかりの八人兄弟であったことはすでに記した。鼎以下、俊次・泰蔵・芳江・友治・国男・静雄・輝夫である。うち芳江と友治は数歳で他界し、次男の俊次は病を得て一九歳の若さで夭折してしまったから、成人して社会的に活躍できるようになったのは鼎・泰蔵（井上通泰）・国男・静雄・輝夫の五人だけであった。柳田国男研究にあつては、国男を基準にして、それぞれ長兄・次兄・次弟・末弟とも別称することが多いが、この別称に従えば、国男は実質的には五人兄弟の真中の子供、あるいは事実上の三男だったことになる。しかしこの表現では国男の位置を見誤るおそれがないわけでもない。

彼が家庭の中でどのような位置にあつたのかを知るためには、もう少し細かな検討が必要となろう。この兄弟関係を国男少年出生の時点

で把握しなおすと、次のようになる。国男が生れた年、鼎は一六歳で「姫路師範学校」在学中、俊治（一一歳）は姫路で住込み奉公中、泰蔵は九歳、芳江と友治はすでに死亡していた。つまり辻川の家で両親と一緒に住んでいたのは、両親と兄の泰蔵の四人だけであつたのである。

その泰蔵は国男が三歳のときに近隣集落の旧家井上家へ養子に行き、国男六歳のときに上京した。鼎は国男四歳のときに神戸師範学校を卒業して故郷の辻川に戻ってきたが、辻川にいたのは三年だけで、国男七歳のときにやはり東京へ発つていった。

換言すれば、国男少年が兵庫県で過ごした一三年間のうち、鼎と生計を共にしたのは四歳から七歳までの三年間にすぎず、泰蔵にいたつては一つ屋根で暮らした記憶はほとんど持っていないはずである。俊治は国男が九歳のときに大阪で腸チフスのために死去してしまったから、せいぜい盆と正月のときに顔をあわせたことがある程度で、一緒に生活したことはない。したがって兄弟の中で位置関係を整理しなおしてみると、兄弟の順番からいえば国男は次男的な順位にあり、両親との同居の有無の面についていえば、兄が全員他出していたことによつて、国男・静雄・輝夫の「三人兄弟」の長男ともいうべき位置にあつた。すなわち、次男にしかつ事実上の長男だったのである。

兄弟の中でこの複雑な位置関係は、親子関係の中にも微妙な影響をおよぼしている。父は国男が四歳のときに長男の鼎に家督を相続させてしまつていたので、形式的には楽隠居の身であつた。生活力に乏

しく、存在感の薄い人であったうえ、断続的に単身赴任の時期が何回かあって、もともと留守がちな人であった。正式の戸主である鼎は東京で修学中であったから、松岡家は戸主が不在の家庭であったということになる。

その空白を埋めるかのようにして、家族を統率し、集落の一員としての社会関係や人間関係を処理していく役割は、母が一人で背負うことになっていった。つまりこの母は、主婦にしてかつ事実上の戸主であったのである。家庭の中で事実上の長男であった国男少年は、幼少であったとはいえ、事実上の戸主である母から悩み事や愚痴を折にふれて聞かされていたに違いない。自伝『故郷七十年』の序文には、この特異な母子関係がよく表現されている。

今頃おかしな話をするようだけれども、私は母の腰巾着、九州でいうシリフウヅ、越中の海岸地帯ではバイノクソなどと、皆にかかわれる児童であった。大きな三人の兄が遠くに出ていて、父も本ばかり見ている人だったので、少しは独り言の聴き役のような地位にあったからでもあろう。その癖横合いから少しでも不審を打つと、たちまち「おまえはまだ子供やさかい」の一言をもつて押さえられ、自分もまた自ら戒めて、そんなことは聴かせぬようにせられたようである。

研究史では右の段落から「私は母の腰巾着……児童であった」の部分のみを引用紹介することが多いので、あたかもマザコン少年であったかのような印象を読者に与えている。しかし上述の家族関係を念頭

におきつつ、「大きな三人の兄が……せられたようである」の部分も併せて読むと、父や兄の「不在」を補うかのように、彼が母親のパートナーをつとめるべき位置にあったことが知られよう。母親の方では小さな子供を相談相手にする意図はなかったにしても、自分の考えをまとめるにあたって、彼に語りかけながら問題点の整理をしていくといった程度のこととはしばしば違ったに違いない。

この段落のあとに「しかしあの頃の世相の変化にはかえって現代より複雑で、また烈しいものが多かった」という文ではじまる段落が続いている。国男少年自身が判断をくだすというようなことはないにしても、母親の事実上のパートナーとして、また事実上の長男として、当座の家計や子供の将来といった松岡家にかかわる問題から、激変していく村の生活秩序に対する松岡家としての対応の仕方まで、そのような問題が問題として存在するということを知る機会は多かった。母のことを「かなり厳肅なる世相の批判者」「やや詠嘆味を帯びた前代生活の記述者」と評しているのは、『ささやかなる昔』「柳田国男自伝」、維新以来何ごとにつけても不如意で時代の波に乗ることができなかった松岡家にとって、この母が世渡りの苦勞をどのような形で息子に語っていたかをよく示している。父兄の「不在」がもたらしたこの特異な母子関係によって、国男少年は、家をめぐる諸問題について責任を負うほどの立場にはなかったにしても、それらの問題を真剣に受けとめるべき環境に置かれることになった、とは言い得られよう。

国男少年が見聞することになった諸問題の中で最も衝撃的な出来事

は、母と兄嫁との対立であった。「母は熊川舎で書生の面倒を見ていたので、しつけはなかなか厳しかった。父の方はそういうことを一向かまわない方であった」（自伝「父の熊川舎塾監時代」）。娘時代には藩の家老の家に女中奉公に出たことがあり、儒学者の妻となつてからは若者を指導する立場にあつただけに、儒教道徳に厳格な母であつたらしい。母の姑にあたる松岡小鶴も、寺子屋の師匠として、これに敵しい人であつた（自伝「祖母、松岡小鶴のこと」）。しかも二人とも気性の激しい人であつたという。これらの要素が複合して松岡家の「家風」を形作るようになっていたのであろう。姑と嫁との対立は、母の峻厳な儒教道徳と兄嫁の庶民的な道徳観の齟齬対立であつたとも読みかえることができる。「男女の差別を厳にした近世儒教の法則は、特に女性に向かつて苛酷であつた」（『妹の力』「妹の力」）。後年の柳田が兄嫁に対して同情的であつたこと、彼の婚姻論・女性論が、否柳田民俗学そのものが激しい儒教道徳批判の学になつてゐること、などを念頭において考えてみると、明示的な母親批判は慎んでゐるものの、母の事実上のパートナーとして、彼女の行為や判断などについて、それを彼なりに観察し、客観的に評価してゐたことが窺える。

この母はまた、彼に家の歴史というものを語つてゐたようでもある。それは逆境にある自分を励まし、子供たちを勇気づけるためであつたろうが、今となつてはその内容を知ることができない。しかしある程度までは復元可能なので、以下で少し検討を試みてみることにする。家の歴史を明らかにすることができれば、集落の中で彼の家がどのよ

うな位置を占めていたかを分析することも不可能ではないはずである。自伝によれば辻川はもともと農業集落であり、江戸後期以来商業化が進んでゐたというから、村人の大多数は農民で一部が商工業に従事してゐた。その中であつて、父と兄は医師や教員の道を選択しており、いふなれば在村の知識人であつたが、経済的には窮乏の極にあつたことはこれまで分析してきたとおりである。

しかし経済的に貧しかったのは、父だけではなかつた。代々そうであつたらしいことは、自伝にも各所で言及されている。そのような低収入の職業であつたにもかかわらず、松岡家の人々が医に携わつてきたのは何故なのであろうか。祖先からの家業として宿命的に定められていたのであろうか。

この問題に関連して、(財)柳田国男・松岡家顕彰会記念館は一つの重要な資料を展示している。それは松岡家に関する一八七四(明治七)年作製の戸籍簿である。当時すでに死去してゐた芳江と友治の名前はなく、戸籍作成の翌年に生まれた国男は異なった筆跡で記入されてゐて、彼の名前をあとで追加したことがわかる。鼎と俊治にそれぞれ長男・二男と添書してゐるのは当然であるが、泰蔵を三男、国男を四男と記載してゐるのは興味深い。この戸籍簿は、一九七五(昭和五〇)年開催の柳田国男生誕百年記念の展覧会用パンフレットに写真版で掲載されてゐるし、また中井信彦が『歴史学的方法の基準』の中ですでに資料紹介してゐるので、本稿では冒頭部分のみを引用するにとどめる。

〔原文は朱書きで訂正——引用者〕

第七番屋敷借地居住

当村三木承太郎所持地

農

父至七

天保三壬辰六月十二日

松岡操

四十二年六ヶ月

〔以下略〕

注目すべきは「農」の文字である。つまり江戸時代の松岡家は、公的には、農民の身分に属していたことがここから推測されるのである。それがいつのころか医業に従事するようになり、そして操の代になって教育方面へ転進していくことになったのであった。

松岡家の系図によれば、松岡家の初代は勘四郎で、以下、松之助・左仲・至・操と続いている。操は五代目である。うち、医師となったのは左仲・至（離縁後は妻の小鶴が医師となる）・操の三代で、年譜中の「松岡家は代々医家」とあるうちの「代々」とは、この三代のことを指すにすぎない。とすれば、勘四郎と松之助の職業は何だったのであろうか。

辻川の村は天正年間の検地帳にも記されていて、『神崎郡誌』八七ページ）、豊臣秀吉の時代にはすでに存在していたが、大部分は江戸時代からの開発になるものらしい。後年の彼はそのことに関連して、

「辻川はあまり広くない村で、その大部分を松岡一族で耕作し、分家を遠慮もなく増やしていったらしい」と言及している（自伝「西所の松岡」）。それまで未墾の地であった辻川周辺の土地を農地として開発したのは、松岡一族だといっているのである。初代の勘四郎の没年が一七七七（安永六）年と系図に記されているところを見ると、この人は享保の改革頃から田沼時代にかけての時代を生きた人なのであろう。田沼時代がはじまる前あたりに新しく分家を立てたものと思われる。つまり彼は草分け百姓からの分家であり、本百姓としての農民だったのである。

しかしまもなく松岡家の農業経営は行き詰まりを見せはじめた。「そこ〔稲荷のある小さな森のこと〕の西所と呼ばれた田圃について、父が『ここはウチの田じゃったが、松之助さんが売らなはった』と折々語ってくれた」と書き記した箇所があるが（自伝「稲荷信仰のこ」と）、二代目の松之助（一七四〇—一八一二）の代には所持地を手放さなければならなくなっていた。「私の父賢次が生れた当時の松岡家はすでに財産もなく父を医者にする以外に方法がなかった」（自伝「鈴の森神社」）。五代目の時点では完全に脱農化してしまっている。

日本経済についての歴史が教えるところによれば、これは貨幣経済の展開によって生じた農民層分解の過程を示している。松之助はやや俠客肌なところがあつたとされているが、そのような俠客肌の人間が存在していたこと自体、江戸時代後期におけるこの地域での貨幣経済の進展ぶりを物語っている。前述の松之助云々は、あるいは賭博

などで土地を失ったことを示唆しているのかも知れない。所持地を喪失しつつ分解を進めていく過程で、松岡家の人々は、医業による収入を得ることで家の存続を計ろうとしていた。少なくとも五代目の操の代には、すなわち幕末の頃には、松岡家は専業の医師へと転進していた。三木家からの借地に居住していたことを示す右の戸籍簿によれば、松岡家はこの時点では屋敷地すら失っているのである。

すなわち松岡家は、没落し離農した農民の家系であったのである。

たとえ離農はしていても元は農民であったことを示すのが、先の戸籍簿にある「農」の文字である。その際、徐々に進行したであろう本百姓からの没落の過程で、松岡家は水呑百姓となったり走り百姓となったりすることはなかった。繰り返すまでもなく、医業によって収入を得ることができたからである。農業から医業へと軌道の転換をおこなったのは、三代目の左仲（一七七〇—一八四〇）であったという。

左仲は向学の念の篤い人で、折からの地方文化の興隆期に際会して京都へ赴き、吉益東洞について最新の医学である古医方の医学を学んだ。当時の主流的な医学であった陰陽五行説を排し、経験にもとづいて疾病の内的な原因を突きとめようとする新興の医学である。当時は播磨地方でも古医方の医学が定着しつつあった³⁾が、学を終えて故郷に帰ってきた松岡左仲も、この地に古医方の種をまいた一人となった。

また彼は高等算法や音韻学にも通じていた⁴⁾という。彼の存在によって、松岡家の文化的水準は飛躍的に向上することになる。医師でもあつた四代目の至は、儒学にも造詣が深かった。至は婿養子であるから、左

仲の目にかなり人を選んだのであろう。左仲の娘である妻の小鶴（一八〇六—一八七三）は、夫が離縁になったあとも医業を継ぐことができたほどの人であったし、算法や儒教・仏教にも明かるく、漢詩が詠めただけではなく、寺子屋を開いて近所の女性に勉強を教えることまでもやっていた。その子の操が幕末に医業を廃する決意をするにいたつたのには、姫路藩の郷学から漢学の指南としての招聘を受けたことがきっかけになったという。漢学指南として招聘されるほどの学識を持った人として知られていたのであつた。

こうして農業から医業への職業変更は、江戸時代後期における農民層分解の進展という松岡家の危機を、同じく江戸後期における地方文化興隆の波に乗ることで切り抜けたことを意味していた。そして操の代には医にも見切りをつけ、さらに教育の方面へと活路を開いていたのである。

このような歴史をもつ松岡家は、村人の間でどのように受けとめられていたのであろうか。草分け百姓からの分家筋とはいうものの、貧乏教員・貧乏医師として極貧の状態にまで没落している家である。

柳田は自分の家のことを「村と農業によって結び付けられない半漂泊民であつた」と呼んでいる（前掲「柳田国男自伝」。「漂泊民」という文字が与える語感からは移動性が高いような印象を受けるけれども、ここではそのような意味ではなく、特定の土地に拘束される職業ではなかったという意味で用いている。「半」の文字をわざわざ冠したのは、それだけでは誤解を招くと考えたからであらう。「漂泊民」

という民俗学上の概念を用いての自己規定であるけれども、明確さを欠くうらみがある。むしろ儒学者たちが当時用いていた概念を借りて、「遊民」あるいは「半遊民」と表現した方がより実態に近似的であるように思われる。

「遊民」概念については、守本順一郎の『徳川時代の遊民論』（未來社、一九八五年）が詳しい。遊民とは、瀧本誠一によれば「一定の常職なく、平素何と言う極った仕事をせずに、遊んで居るもの」ということであるが、守本はこれに経済史的な観点を加味して次のような規定を与えている（一四ページ）。

江戸初期において最も問題とされる遊民が浪人であるとすれば、中期以降におけるそれは、商品貨幣経済の発展にともなう農民層の分解の過程を通じて排出される離農遊民である。この場合、徳川封建社会の経済倫理の特色は、本たる農を廃するというところに基点を置いて、原則としては、貧富を問わず、遊民の発生を意識させる。したがって、貧富が生活の困窮の増大によって本たる農を離れるとき、これを一般に遊民視するとともに、また農民の本をすてて郷村に商業を経営する者も遊民であるとされる。

具体的にどのような職業の人々が遊民視されていたかは守本の著書を参照願うとして、本稿との関連で重要な点は、右引用文の最後の部分である。江戸時代末における松岡家の場合は右にいう離農遊民に相当するが、医を職業としていた。そして興味深いことに、江戸時代の儒学者が著した遊民批判の中には、僧侶遊民論・儒者遊民論のほかに

医師遊民論も存在していたのである。「惰夫頑民之類にて、農にも商にも用立兼候もの」が医師になるのだ、という当時の文献も引用されている（四二ページ）。

右は儒学者層の考え方であるにすぎず、辻川の村人たちが松岡家をもどのような目で見ていたかとは別問題である。商品経済の展開にともなう経済社会の変容を否定しようとする儒学者と、商品経済化の渦中で生きる村人との考えかたが異なっているのは、当然のことであろう。だがしかし、離農農民の子孫である松岡操は、儒学・医学を修めた武士的教養をもつ知識人であるとはいっても武士ではなかったし、明確な常職は曖昧でも家庭は貧しかった。そうであるにもかかわらず、家で読書していることが多かった。特異な存在として遊民視されていたとしても不思議はないけれども、博徒のような反社会的存在ならばともかくも、若き日には藩校で学び長じては請われて郷学の指南を勤めたことがあるなど、辻川のような農業集落では卓越した経歴と学識をもつ人ではあった。その限りでは尊敬に値する人でもあった。敬視と軽視が混交する「半遊民」的な家として村人に受けとめられていた、と評するのが穏当なところであるかも知れないと考えられる。

註

- (1) 『生誕百年記念 柳田国男』のパンフレットに系図が掲げられているほか、宮崎の前掲書にもそれを簡約化したものが掲載されている。
- (2) 播磨平野で幕末維新期に展開した地主制の推移と農民層の窮乏については、『兵庫県史』第五巻第四編第一章、一九八〇年、に詳しい。また植村正治の『近世農村における市場経済の展開』（一九八六年）は、こ

の地方における市場経済の展開を実証した労作である。

(3) 当時は儒学のかたわらに医学を修めた、いわゆる儒医が少なくなかった。播磨地方における古医方医学の発達については『兵庫県史』第五巻第三編第七章を参照。

(4) 播磨地方ではこの頃和算が普及発展していた。『兵庫県史』同右箇所参照。

小括——基礎的経験としての貧困

幼少年期の松岡国男についての以上の検討から、幕末維新期の松岡家が恒常的な貧困に悩まされていたこと、この事態に対して操と鼎の父子が、父は家の消滅の阻止にむけて、子は家の再興にむけて、それぞれ必死の努力を試みていたことが分かった(一・二)。そして三では少年柳田国男の社会的位置を問い、家の中では次男的順位にあるはずの国男少年が事実上は長男的な位置にあったこと、村の中では草分け百姓の一族の子孫でありながら没落して今は半遊民的な存在になっていること、の二点を明らかにすることができた。本節では両者(一・二と三)の相互関連を説明していく作業を通して、換言すれば客体的条件と主体的条件の双方を総合していく作業を通して、のちの柳田国男がなぜ貧困問題の解決を生涯の課題とするようになったのか、その契機となった要因を一つ指摘することとしたい。

前節での分析は、国男少年がきわめて境界的な位置にあったことを示している。次男であれば、いずれは家から出ていく身として、自分が一人で生きていくための知恵と能力を養っていかなければならない。

しかし長男であれば、嗣子として、両親のこと兄弟のことといったようなことがらも考慮にいれて自分の将来を設計していかなければならないであろう。親の方でも、長男か次男かによって教育方針に違いを持たせなければならぬはずである。次の引用文は、内容から推してもう少し後の時期のものであるが、次男にしかつ長男、次男でもなければ長男でもない国男の中途半端な立場をよく示している。

物心つく年ごろの私は、私なりにいろいろのことを考えてしまった。兄は、もう一人井上の次兄があったが、他家へ行ってしまうているし、長兄には子供が三人もあるのに、こんなに不養生で、身体が弱いとすると、両親を抱えて、私としても考えなければならぬと思うようになった。もともと私は医者嫌いのだが、一家を背負っていくためには仕方がない。万一の場合は医者の開業試験ぐらいは受けられるようにしておこうと、そんな悲壮な決心まで子供の私はしたのであった。(自伝「長兄の境涯」)

他方、村の中ではどうであったであろうか。ここでも境界的な位置にあったのであろうか。

村人は赤ん坊が生まれると、みなその氏神に詣でて小豆飯を供えていた。その余りを一簞宛集まってきた子供たちの差し出す掌上にのせるのが習わしであり、村の童たちの楽しみでもあった。前もってその日を知って童たちは神社へ集まってくるのであった。母親が「よろしくお願いしますよ」といいながらくれる一簞に私は掌を出したことはなかった。親たちに叱られるからでもある。

(自伝「鈴の森神社」)

いうまでもなく、これは初宮参りの光景である。新生児の母親が近所の子供たちに赤飯の一部を配るのは共同飲食の一種で、生児の社会的承認を求めるための民俗慣行である。しかし松岡家の子供たちは、この民俗慣行に参加することを禁じられていたという。また同じ自伝中の「一人前の話」の項では、一五歳になった鼎に対し、成年式の儀式もおこなわなければ若者組にも加入させなかったことを明らかにしている。国男少年の両親はこのような村の民俗に対して否定的な態度をとっていたらしい。

その理由は明記されていないが、おおよそは察することができる。父も母も儒学に造詣が深かった。聖人君子への道を問う儒学的な教養からすれば、民俗慣行は「無知蒙昧な」農民たちのものであり、否定するほどのものではないにしても、原則として無視するべきものであった。長男を若者組に入れなかったのは、若者組を非道德的な存在と見なしていたからであろうし、赤飯を受けとることを禁じたのは、それを乞食行為と解したからであろう。したがって国男少年は、近所の遊び仲間が赤飯をもらって無邪気に喜んでいても、それを横目で見ていなければならなかったのである。近隣の人々にとって、赤飯の受けとりを忌避する松岡家の子供たちは、奇異な存在であったはずである。新生児の母からすれば、子供のためにも、赤飯は食べてもらわないと困るのであった。

いかに貧しかろうと本百姓の子孫であるから、国男少年はれっきと

した村の一員である。しかし儒学者・漢方医として半遊民化していた彼の家庭の教養は、村人のそれとは大きくかけはなれていた。教養の面だけではない。経済的基盤においても農業活動から遊離していた。村人にしてかつ村人ではなかったのである。

要するに国男少年は、自分が十全に帰属すべき特定の立場や文化というものを持ってはいなかった。しかしいずれの立場や文化にも関与はしていた。兄弟関係についてはいえば、家の中で占めるべき長男の立場、次男の立場、ともに彼はよく理解できた。しかも重要な点は、彼は本質的には次男的な立場の存在なのであって、そこから長男の立場や家の問題を心に掛けてきたという点である。家の問題についての当事者である長男よりも、より客観的に家というものを対象化できる位置にあったということができよう。親子関係についても大差はなく、扶養家族であると同時に母親のパートナーでもあるという境界的な位置にあって、あくまでも子供としての立場から、強い関心をもって親の行為や判断を観察しつづけていたのであった。

村の問題についても同様である。非農民であるから、国男自身は農業的営為とは無関係である。とはいえ彼は辻川村生え抜きの農民の子孫であり、遊び仲間の大多数は農家の子弟であった。農家の民俗慣行はもとより、生産をはじめとする農業的営為のすべてを身近に見聞することはできたけれども、同時にそこからは疎外されていた。自分は農民ではないのである。農民の子以上に農業に興味をもち、強い自己意識をもってそれを認識できる環境にあったと言ってさしつかえない

であろう。

すなわち国男少年は、儒教的文化と農民的文化の双方に関与しつつ、しかもいずれに対しても境界的な位置にあったのであった。異質の文化が混交するという混沌とした状況のなかで、いくつかの文化的な摩擦を経験しつつ（兄の離婚や民俗慣行への参加禁止など）、強い緊張感と深い内面的葛藤をもって、家や村の社会関係を対象化し、これに観察と省察を加えることができる条件下に置かれていたのである。社会学にいうマージナル・マン（境界人）としての要件を備えていたと考えてさしつかえないと思われる。

そして最も強い緊張感をもって観察・省察することになった最大の事柄は、いうまでもなく松岡家の貧困という事態であった。草分け百姓の一族としての誇りや儒教的教養の持ち主であったことからするエリート意識と、農民よりも低位にある現在の貧困状態とは、激しい内面的葛藤を彼に惹き起こさせることになったことであろう。〃これほど真面目に生きているのに、自分たちはなぜ貧しいのか〃、たぶんこの問いは国男少年の最大の問いとなっていたに違いない。この最大級の疑問をもって、マージナル・マンたる少年柳田国男は一三年間を故郷辻川で育っていくことになる。やがてこの問いが、〃農民（日本人）はなぜ貧しいのか〃という問いへ発展していき、日本人全体の問題へと普遍化されるのは周知のとおりである。

註

(1) 島崎藤村の「利根川だより」（一八九八年）は大学生の松岡国男を布佐に訪ねたときの紀行文であるが、その時の国男の話題には、母のことのほか、「家には一方ならぬ歴史のありしこと」などがあったという。彼が松岡家の家柄に誇りをもっていったことが窺える。

〔付記〕

本文は、国立歴史民俗博物館共同研究「民俗誌の記述についての基礎的研究」の成果の一部である。

（新潟大学経済学部 本館共同研究員）

Kunio Yanagita in His Infancy and Childhood in Tsujikawa

FUJII Takashi

This research is concerned with Kunio Yanagita in his infancy and childhood as a key to understand his critical mind that queried 'Why are the peasants so poor?' which is said to have motivated him to found Japanese folklore later.

Yanagita spent his infancy and childhood in Tsujikawa-mura, Kanzaki-gun in Hyogo Prefecture. What bearing did the days in Tsujikawa have on him in forming his later ideas?

Bunzo Hashikawa, as one of the attempts to identify the type of bearing, focus in his research on Yanagita's particular "experience" he had in his infancy and childhood. Hashikawa asserts that Yanagita's unusual "experience" had a significant meaning on the formation of Yanagita's folkloristic inclination.

Different from the standpoint taken by Hashikawa, this research takes the standpoint of Yanagita's "routine life" in his infancy and childhood as more significant for molding his patterns of thought, and thus focus on the economic aspect of his household.

Analysis was first made on his father's professional life, revealing that it was his father's main concern that he should maintain the "survival of his family" on his meager income from his occasional jobs as a temporarily-employed school teacher.

Investigation then was made on the life of Yanagita's elder brother, whose main concern was the "rebuilding of his family." He had first served as a local school principal but, because of the income problem, later became a doctor and finally spent his later years on education of his brothers.

Final analysis was made on Yanagita's position as a "marginal man"; he was the second son but also acted like the first son in the poor household for which his brother had to work early, and he was a descendant of a farming family but was not a farmer himself in the farming village. His unique position enabled him to observe the problems of the household and the village from an objective point of view.

As a conclusion, the results of research point out that Yanagita was in a position to seriously observe the poverty problems of the household as well as the village, causing him in his later years to take on the cause of poverty as his lifelong subject of research.